

汚泥原液運搬委託
(笠岡浄水場)

仕 様 書

令和8年度

岡山県企業局
工業用水道事務所

第1章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、岡山県企業局（以下「発注者」という。）が発注する委託業務に適用する。
なお、本仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上必要な事項は行うこと。

2 監督員

監督員とは、委託契約書に規定する発注者の監督職員をいう。

3 受注者等

受注者等とは、委託契約の受注者、または契約書の規定により定められた作業責任者をいう。

4 監督員の承諾

監督員の承諾とは、受注者等が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

5 監督員の指示

監督員の指示とは、監督員が受注者等に対し委託業務遂行上必要な事項を書面によって示すことをいう。

6 監督員と協議

監督員と協議とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

7 監督員の立会い

監督員の立会いとは、委託業務遂行上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

8 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名または捺印された文書をいう。

9 法令の準拠等

業務は、本仕様書及び委託契約書に従い誠実に履行すること。

また、関連法令を遵守することは勿論のこと、業務に必要な手続は、請負者の負担において速やかに行うこと。

10 変更等

本仕様書に記載する内容を変更する必要及び内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けること。ただし、もとの仕様を低下させる変更は認めない。

第2章 汚泥原液運搬業務

1 業務概要

本業務は、笠岡浄水場の浄水過程で発生した無機質汚泥（以下「汚泥原液」という。）を西之浦浄水場まで運搬するものである。

汚泥原液は、笠岡浄水場の沈殿池から排泥し、濃縮槽で濃縮したもので、水分が80～90%、残りが泥分の混合液状のものである。

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、実施時期は必要のある都度とする。

3 業務場所

笠岡市金浦 地内他

（搬出場所）笠岡浄水場 笠岡市金浦454

（搬入場所）西之浦浄水場 倉敷市連島町西之浦5912-3

4 作業内容

- （1）指定する搬出場所から搬入場所まで汚泥原液を運搬する。汚泥原液の積込み及び荷卸し時のホース脱着等を含むものとする。
- （2）運搬を行う日時は、必要の都度、指示する。原則として平日の8時30分から17時までにを行うこととする。
- （3）汚泥原液の運搬は、その都度、発注者の確認を受けること。
- （4）「7 提出書類」に定める書類を提出すること。

5 運搬車両等

（1）運搬数量

ア 年間運搬数量は、600m³を見込んでいる。

イ 汚泥原液は、天候及び施設稼働状況等により発生数量が変動するため、運搬量を確約するものではない。

ウ 予定年間運搬量は、委託金額積算上の条件明示であり、運搬する数量を指定するものではない。

（2）使用車両

ア 油脂、薬品、有機汚泥等の混入がない汚泥吸排車を使用すること。

イ 産業廃棄物収集運搬業の届出車両とする。

ウ 搬出及び搬入する場所並びに経路を考慮し、安全に作業実施できる車両を使用すること。なお、本委託金額の積算に用いた車両規格は、委託金額積算上の条件明示であり、運搬に使用する車両の規格・構造等を指定するものではない。

6 委託料

- （1）発注者は、受注者等が提出した運搬報告書及び産業廃棄物管理票を検査し、当月分の委託料を支払うものとする。
- （2）委託料の請求は月毎とし、その計算は1m³単位とする。

- (3) 取引にかかる消費税及び地方消費税額の計算において1円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

7 提出書類

(1) 契約時

ア 委託契約書	…	2部
イ 業務責任者選任届	…	1部
ウ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	…	1部

(2) 着手前まで

ア 作業計画書	…	1部
イ 運搬車両の自動車検査証の写し	…	1部

(3) 運搬完了時(その都度)

ア 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	…	1式
--------------------	---	----

(4) 委託料請求時(月毎)

ア 委託代金請求書	…	1部
イ 運搬報告書	…	1部(翌月10日まで)
ウ 業務遂行写真帳	…	1部

8 注意事項

- (1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関しては、紙マニフェストで行うものとし、これに要する費用は本業務に含むものとする。
- (2) 運搬に際しては安全運転に努め、沿道・近隣関係者等の第三者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに受注者の責任において対処すること。
- (3) 積込み及び荷卸し作業に必要なバルブ操作等に協力し、安全な作業を行うため関係者から必要な指示がある場合はこれに従うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

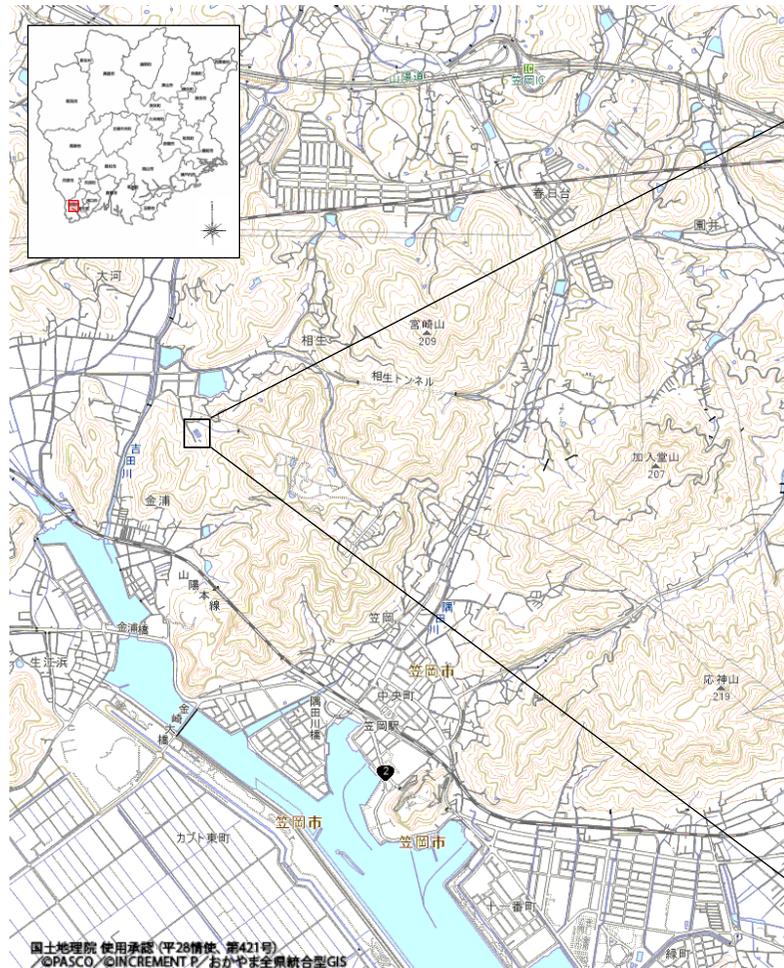
特記仕様書

項 目	特記事項
入札及び契約について	<ul style="list-style-type: none">岡山県議会令和8年2月定例会において、当該事業に係る予算の議決が得られなければ 入札を行わない。 また、契約の締結は令和8年4月1日とする。

汚泥原液運搬委託

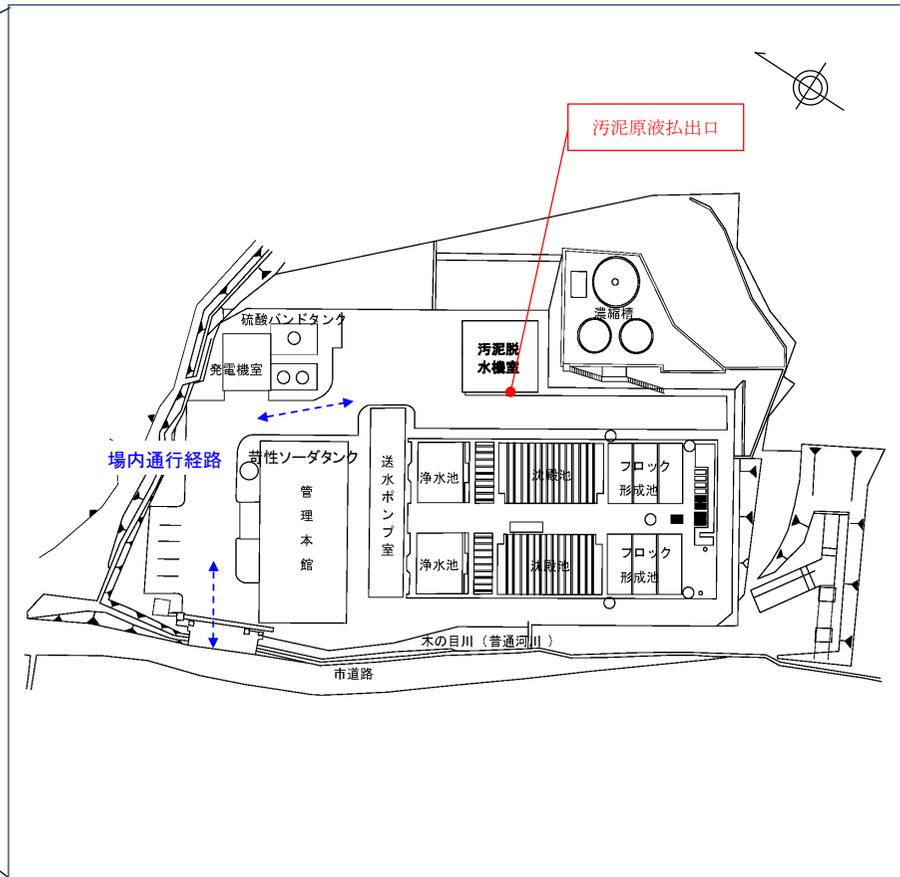
番号	図面名
1	搬出場所案内図（笠岡浄水場）
2	搬入場所案内図（西之浦浄水場）
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

岡山県 企業局 工業用水道事務所



位置図

笠岡浄水場 (笠岡市金浦454)



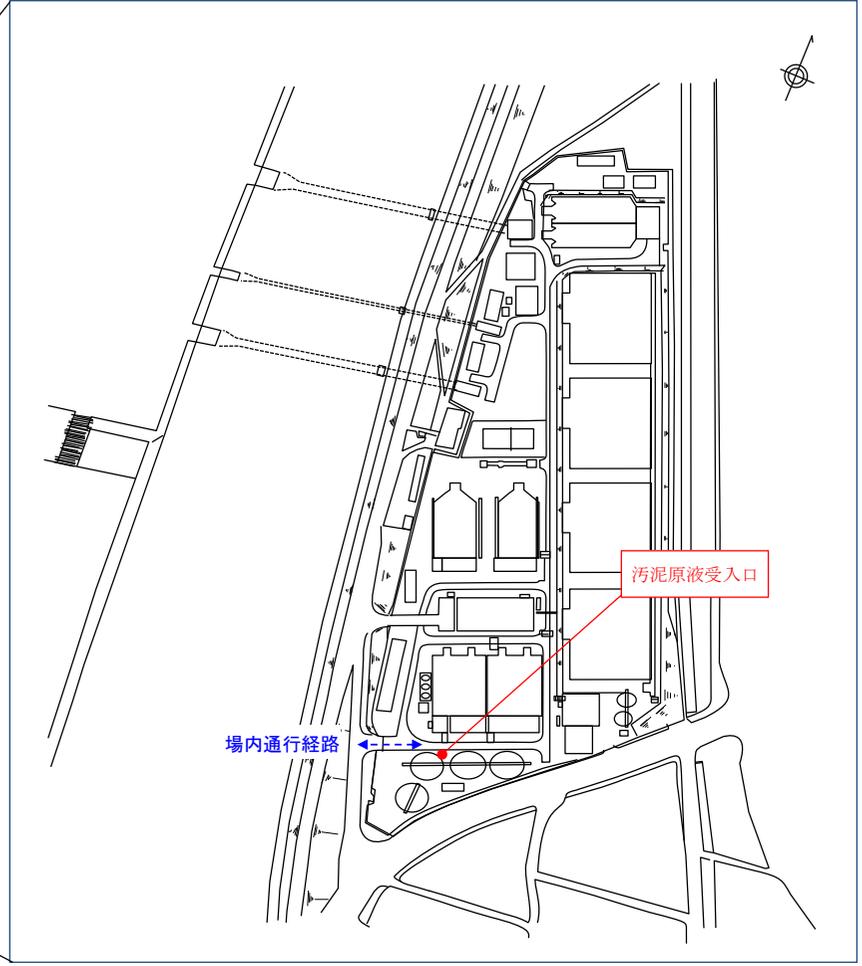
平面図
(笠岡浄水場)

委託名	汚泥原液運搬委託		
図面名	搬出場所案内図(笠岡浄水場)		
番号	1	縮尺	-
	岡山県	企業局	工業用水道事務所



位置図

西之浦浄水場(倉敷市連島町西之浦5912-3)



平面図

委託名	汚泥原液運搬委託		
図面名	搬入場所案内図(西之浦浄水場)		
番号	2	縮尺	-
	岡山県	企業局	工業用水道事務所

施 工 代 価 表

施工 第 1号表

1 m³ 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	摘要
汚泥原液運搬作業 側溝清掃車運搬 ホッパ容量9.0m ³					
普通作業員		人			
側溝清掃車運転 ホッパ容量9.0m ³		日			施工 第 2号表
諸雑費	1	式			
適用/L=25.2km 片道運搬距離 DID区間有り					
合計	100	m ³			
単位当り	1	m ³			

施 工 代 価 表

施工 第 2号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	摘要
側溝清掃車運転 ホッパ容量9.0m ³					
運転手（一般）		人			
燃料費（軽油）		L			
機械損料		供用日			建設機械等損料表
諸雑費	1	式			
適用/					
合計	1	日			
単位当り	1	日			